

桂川町告示第150号

令和6年第4回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年11月22日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和6年12月5日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

林 英明君

下川 康弘君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

竹本 慶吉君

原中 政廣君

青柳 久善君

○12月12日に応招した議員

○12月13日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和6年 第4回（定例）桂川町議会 会議録（第1日）

令和6年12月5日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和6年12月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
（1）道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
（1）保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
- 日程第5 議会広報委員長報告
（1）議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 大將陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長報告
（1）感染症廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査について
- 日程第7 同意第3号 桂川町教育委員会教育長の任命
- 日程第8 同意第4号 桂川町教育委員会委員の任命
- 日程第9 承認第16号 桂川町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 承認第17号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）
- 日程第11 承認第18号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第4号）
- 日程第12 議案第32号 桂川町都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定
- 日程第13 議案第33号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解
- 日程第14 議案第34号 動産（教師用教科書及び教師用指導書）の買い入れ
- 日程第15 議案第35号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第16 議案第36号 桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第17 議案第37号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第38号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第39号 令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第40号 令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

日程第1 署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 総務経済建設委員長報告

（1）道路管理について

日程第4 文教厚生委員長報告

（1）保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について

日程第5 議会広報委員長報告

（1）議会広報の編集及び発行について

日程第6 大將陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長報告

（1）感染症廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査について

日程第7 同意第3号 桂川町教育委員会教育長の任命

日程第8 同意第4号 桂川町教育委員会委員の任命

日程第9 承認第16号 桂川町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定

日程第10 承認第17号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）

日程第11 承認第18号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第4号）

日程第12 議案第32号 桂川町都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定

日程第13 議案第33号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解

日程第14 議案第34号 動産（教師用教科書及び教師用指導書）の買い入れ

日程第15 議案第35号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

日程第16 議案第36号 桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定

日程第17 議案第37号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（第3号）

日程第18 議案第38号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第19 議案第39号 令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第40号 令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（第3号）

出席議員（10名）

1 番	林	英明君	2 番	下川	康弘君
3 番	柴田	正彦君	4 番	杉村	明彦君
5 番	大塚	和佳君	6 番	吉川紀代子君	
7 番	北原	裕丈君	8 番	竹本	慶吉君
9 番	原中	政廣君	10 番	青柳	久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長	山本 博君	会計管理者	北原 義識君
税務課長	古野 博文君	保険環境課長	川野 寛明君
健康福祉課長	原田 紀昭君	産業振興課長	横山 龍一君
子育て支援課長	江藤 栄次君	水道課長	秦 俊一君
学校教育課長	平井登志子君	王塚装飾古墳館長	尾園 晃君
社会教育課長補佐	吉貝 英貴君		

午前10時00分開会

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和6年第4回桂川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（林 英明君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、9番、原中政廣君、10番、青柳久善君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（林 英明君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月13日までの9日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

早いもので、今年も3週間余りを残すのみとなりました。今年は夏日と思われる日が長く続いていましたが、最近になって急に寒さを感じる気候になり、秋の季節が短く感じられたところです。

また、第50回衆議院議員総選挙の執行やアメリカ大統領選挙、ロシアのウクライナ侵攻に北朝鮮兵の加担など、変化が大きな時節でした。国際社会も含めて、様々な課題がありますが、まず戦争を停止し、平和への道のみをつくり出すことが最優先だと思うところです。

さて、本日は、令和6年第4回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、御出席をいただき、心から感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日提案します議案等の提案理由について、御説明いたします。

初めに、本年8月に人事院は、民間給与の状況を反映し、月例給については約30年ぶりとなる高水準のベースアップを図るとともに、初任給を大幅に引き上げる勧告を行いました。また、期末・勤勉手当についても年間4.5月分から4.6月分に引き上げ、地域手当等に関する改定勧告も行っています。

人事院勧告を受けて、本議会に職員の給与に関する条例の改正及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の改正について上程していますので、よろしくお願いします。

次に、ふるさと応援寄附金事業については、昨今の物価高の影響もあって、返礼品の希望は生活必需品のニーズが高い傾向にあるようです。また、全国的に米不足が指摘され、本町の返礼品として米のシェアが伸びている状況にあります。こうした中、11月末現在の受入額は9,597万7,000円で、昨年度を大きく上回る実績を上げています。

本事業は、貴重な自主財源であり、今後も全国的なトレンドや地域経済の動向にアンテナを張りながら、積極的な事業展開を図ってまいりたいと考えています。

次に、9月町議会の補正予算に計上しました役場南側駐車場の隣接地購入については、11月6日に所有者との売買契約を締結し、所有権移転手続が完了しました。これを受けて、桂川町立認定こども園建設に関する庁内検討会議を開いて協議した結果、交通の利便性や住民センター等の公共施設に隣接するメリット等を考慮し、認定こども園建設の第1候補地として調査を進めていく判断をしたところです。今後、敷地全体の地形測量等を行うとともに地盤調査や基本設計に取り組んでまいります。

次に、空家対策については、少子高齢化や若者の都市部への流出等により使用されていない住宅が年々増加する傾向にあります。本町では、昨年度、空家実態調査を行い、全体で527戸の空家を確認したところです。

このような状況の中、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、管理不全空家に対する対応、また利活用が可能な空家に対する相談窓口の充実等を本格的に進めていくため、空家対策協議会を設置し、桂川町空家等対策計画を策定しているところです。

次に、都市計画法に基づく開発許可の基準について、これまで0.3ha以上の開発を行う場合、原則として面積の3%に当たる土地を緑地または公園として設置しなければならないとなりました。

しかし、開発事業ごとに小規模な緑地公園が多くなり管理上の負担が増えていることから、条例の定めにより緩和できるようになりましたので、関係条例の制定について上程しています。

次に、12月2日から現行の健康保険証が発行されなくなり、原則、マイナンバーカードを用いた保険証に切り替わりました。

ただし、12月1日時点でお持ちの保険証は、有効期限まで使用可能です。また、マイナ保険証をお持ちでない方については、資格確認書が発行され、引き続き医療を受けることができます。

次に、大将陣山の中腹に計画されている産業廃棄物処理施設に関する動向については、9月の行政報告以降、大きな変化はありません。今後も、関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、桂苑の隣接地に計画されています、ふくおか県央環境広域施設組合の一般廃棄物処理施設建設については、さきの全員協議会の質疑にもありましたように、様々な課題を抱えながらも進展しているところです。

現在の主な状況は、プラントメーカーの事業者選定委員会において審査が行われており、来年の2月には、優先交渉権者が報告される予定になっています。また、用地買収や造成工事、住民向けチラシの発行などについても取組が進められているところです。

次に、総合福祉センターに設置しましたこども家庭センターの愛称を募集したところ、小学生

から80代までの幅広い年齢層から25件の応募がありました。この中から小さな種からまっすぐに伸びる芽という思いが込められた「ひまわりの芽」に決定しました。

「こども家庭センターひまわりの芽」を町民の皆様が身近に感じていただき、子供たちが健やかに育つように、出産前から子育て期にかかる切れ目のない相談・支援に努めてまいります。

次に、プレミアム付商品券は、物価高騰等の影響を受けている町民の皆様の家計支援と地域経済の活性化を目的に実施し、昨年度より電子券の割合を増やしました。11月15日現在の販売状況は、紙券及び電子券ともに完売し、利用状況については、紙券が53.2%、電子券が55.2%となっています。利用期間は、どちらも来年の1月10日までです。

次に、桂川中学校横の七浦ため池の改修工事については、本年10月から野添ため池の中を通る仮設道路の整備に着手し、来年3月の工事完成を目指しています。

来年度は、七浦ため池内から桂川中学校敷地の地下を通り、町の公用車駐車場内へとつながる底樋の改良工事を実施する計画です。

次に、王塚古墳の秋の特別公開は、10月19日と20日に実施しました。前日はあいにくの天気にもかかわらず、全国各地から見学者があり、2日間で1,770人の見学者を迎えました。

また、「大塚古墳まつり in 桂川」も同時開催し、実行委員会や桂川中学校、飯塚青年会議所の御尽力をいただき、盛況なイベントを行うことができました。特に、桂川中学校3年生による、ふるさと桂川プロジェクトの紹介ブースでは、多くの中学生がボランティアで参加し、ブースの案内やプロジェクトの説明を行い、好評を得たところです。

次に、図書館事業として、「令和6年度版 郷土カルタ<桂川そ一つくカルタ>」を作成しました。幼稚園、小学校、中学校などの教育施設、保育所、保育園などの就学前施設への贈呈式を10月24日に実施したところです。今後、活用の輪が広がることを期待しております。

次に、第51回人権・同和問題地域懇談会を10月1日から11月3日まで、34の行政区32の会場で開催しました。7月の人権講演会に続き、同和問題をテーマとして取り組み、356人の参加がありました。

次に、補正予算については、専決処分の承認2件と議案2件を提案しています。

まず、承認第17号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）は、令和6年11月1日付で専決処分を行ったもので、内容は、10月27日に執行された第50回衆議院議員総選挙に係る経費として867万5,000円を追加補正したものです。

次に、承認第18号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第4号）は、令和6年11月5日付で専決処分を行ったもので、内容は、8月末の台風10号及び11月初めの豪雨により、被災しました農地農業用施設及び公共土木施設の災害復旧事業費として1,226万1,000円を追加補正したものです。

次に、補正予算に関わる議案のうち、一般会計では第3号の補正を上程しております。補正額2億7,314万2,000円を追加し、予算の総額を72億3,256万4,000円に定めようとするものです。

補正の主なものは、歳入では、11款地方交付税において、普通交付税の財源調整により8,334万円追加計上しています。なお、本補正後の留保財源見込額は1,840万9,000円になります。

15款国庫支出金では、サービス利用の増加に伴う障害者自立支援給付費国庫負担金及び障害児通所支援給付費国庫負担金を追加計上しています。

16款県支出金では、国庫支出金と同様の障害者自立支援及び障害児通所支援給付事業に係る県負担金のほか、新規では、保育所等給食支援費県補助金や農地中間管理機構集積協力金交付事業費県補助金を追加計上しています。

19款繰入金では、財政調整基金繰入金を財源調整により追加計上し、21款諸収入では、電算システムの標準化対応に係るデジタル基盤改革支援補助金などを追加計上しています。

一方、歳出予算では、職員人件費について人事院勧告による給与改定等に係る関係費目の整理をしています。

個別の案件では、2款総務費において、福岡県知事選挙の日程が年度内に決定されたことに伴い、関係経費を追加計上しています。

3款民生費では、歳入側で触れました障害者自立支援給付費及び障害児通所支援給付費の増額や、私立保育園に対する保育所等給食支援補助金、また、土師保育所の屋上防水工事費を追加計上しています。

4款衛生費では、小児休日夜間急患センター運営費負担金や、電算システムの標準化に係る健康管理システム改修委託料を追加計上しています。

6款農林水産業費では、歳入で触れました農地機構集積協力金等を、8款土木費では、町道土居瀬戸線の道路改良事業費の追加計上、9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金の追加計上。

10款教育費では、桂川中学校運動部の地域部活動移行実証事業に係る経費を追加計上しています。

以上が、一般会計の補正の主な内容でございます。

なお、本日御提案します議案は、教育委員会教育長並びに教育委員会委員の任命に関する同意案件が2件、専決処分の承認が3件、条例の制定に関するものが1件、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてが1件、動産の買入れについてが1件、条例の一部改正が2件、令和6年度補正予算が4件の計14件でございます。

人事案件につきましては、私から、その他の議案等につきましては、担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、行政報告及び提案理由の説

明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） 本定例会に上程された案件は、同意2件、承認3件、議案9件です。同意第3号、第4号、承認第17号は、本日、即決していただき、承認第16号、承認第18号、議案第32号から議案第40号までの議案は、本日、質疑を受けた後に各常任委員会に付託いたします。

なお、この議案は12月6日、9日、11日の3日間、各常任委員会で審議をしていただき、13日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第3. 総務経済建設委員長報告

○議長（林 英明君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました、道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

9月議会定例会を終え、本議会まで延べ4回の委員会を開催いたしました。

町道土居瀬戸線道路改良工事につきましては、本年度予定されている用地買収契約が全て完了し、11月末に、約60m区間の工事発注がなされております。また、桂川駅から大塚古墳へ抜ける町道豆田瀬戸線については、測量設計が行われており、計画に係る地元説明会が行われたところです。

そのほか、本年13か所の工事が発注されておりますが、一部、執行額が予算額に達し、執行できなかった箇所も2か所ありました。また、11月初旬の豪雨により、2か所の道路災害が発生しており、専決処分により予算措置がなされております。早急に、復旧を行うよう指摘したところです。

このほか、未整備の要望箇所があり、来年度に取り組むべき改良箇所について緊急性、安全性を検討しながら、道路管理の指摘を行っていく予定です。

したがいまして、引き続き、閉会中の継続審査をお願いしまして、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託された

いとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 9月定例会後、4回の委員会を開催しました。

最初に、保育教育環境整備について報告します。

10月2日、桂寿苑と桂川小学校にある学童を視察しました。桂寿苑は、施設の手入れはされていますが、老朽化が目立っています。また、桂川小学校の1教室を学童の教室として使っていますが、中庭から入るために、雨が降ると靴がぬれてしまうという以前からの問題が残っています。保育教育の充実の観点からも新しい施設が必要です。

11月8日は、王塚古墳を訪ねました。「駅北側の道路拡張よりもトイレの改善、子供たちが遊ぶ遊具の設置が先ではないか」という意見が委員からは出ていました。

次に、奨学金制度の調査研究についてですが、行政のほうで制度設計に取り組まれているということで、その報告を待っていましたが、町長からはいまだに報告はありません。今日もありませんでした。4月から実施できるのか心配です。そのために文教厚生委員会として、奨学金制度について専門家に学ぼうと計画をしているところです。

今後とも、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究のために、視察や調査が必要です。つきましては、継続審査をお願いします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。

したがって、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました、議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○議会広報委員長（下川 康弘君） 議会広報委員会に付託されています、議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

9月定例議会後、3回の委員会を開催しております。この間、議会広報の編集、発行について協議を行い、本年11月5日に第48号を発行いたしました。

当委員会では、引き続き、けいせん議会だより第49号を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第6. 大將陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、閉会中の審査事件として、大將陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員会に付託しておりました、感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査についてを議題といたします。

本件について、委員長の間審査報告を求めます。柴田委員長。

○大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長（柴田 正彦君） 11月5日、調査特別委員会を開催し、飯塚市、飯塚市議会に産廃施設への取組をしていただくように、要望書を出すことを決定しました。

11月26日、飯塚市長と飯塚市議会議長に要望書を提出しました。要望書では、桂川町議会、桂川町住民、桂川町の取組を紹介し、飯塚市や市議会も桂川町と足並みをそろえて、産廃問題に取り組んでいただくようお願いいたしました。

一方、産廃施設を建設しようとしている福岡金属工業が大将陣山で行っている環境調査は12月で終了します。1月には、福岡県に建設許可を求める書類を提出する可能性があります。対応が遅れないように注視していかなければなりません。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これで、委員長の間審査報告を終わります。

日程第7. 同意第3号

○議長（林 英明君） 同意第3号桂川町教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題といたします。

この同意案件については、大庭教育長が当事者でありますので、退席をお願いいたします。

〔教育長 大庭 公正君 退席〕

○議長（林 英明君） 本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第3号桂川町教育委員会教育長の任命について、個人情報保護に配慮し、簡潔に御説明いたします。

本件は、桂川町教育委員会教育長の任命について、議会の同意を求めるものであります。

現在、桂川町教育委員会教育長として務めていただいております大庭公正氏の任期が、令和6年12月17日をもって満了となることから、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

大庭公正氏の略歴等につきましては、次のページに参考資料として添付していますので、参考にさせていただきたいと思います。なお、大庭氏の教育長の職歴は、現在、2期目でございます。

議員各位の御理解をいただき、御同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は、人事案件でありますので、他人の生活にわたる発言をしたりすることのないように御注意願います。

ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これより同意第3号桂川町教育委員会教育長の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（林 英明君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、3番、柴田正彦議員、4番、杉村明彦議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。白票及び賛否の明らかでない投票は否とみなし、反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 英明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（林 英明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、記載台で記入の上、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

2番 下川 康弘議員	3番 柴田 正彦議員
4番 杉村 明彦議員	5番 大塚 和佳議員
6番 吉川紀代子議員	7番 北原 裕丈議員
8番 竹本 慶吉議員	9番 原中 政廣議員
10番 青柳 久善議員	

○議長（林 英明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。3番、柴田正彦議員、4番、杉村明彦議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（林 英明君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成9票、反対ゼロ票。

以上のとおり、全員賛成です。したがって、同意第3号桂川町教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（林 英明君） ただいま、桂川町教育委員会教育長として、任命同意を受けられました大庭公正教育長から、御挨拶をお受けしたいと思います。

どうぞお入りください。

〔教育長 大庭 公正君 入場〕

○教育長（大庭 公正君） このたび、議員の皆様方より、教育長の任命につきまして御同意を賜りましたことに感謝申し上げます。3期目の任命に際しまして、改めて、その責任の重さに身の引き締まる思いがしております。

ここ桂川町におきましては、文化の香り高い心豊かなまちづくりを基本理念に、様々な施策が実施されており、その中でも、教育が担う役割は大変大きいものがあると常に感じているところであります。

現代は予測困難な時代であり、教育界を取り巻く環境は、グローバル社会や情報化社会等に対応すべく、新しい教育の創造という大変厳しい状況が、ここ桂川町におきましても、これからも続いていくと思われます。

これまで、2期6年間の教育行政を推進するに当たって、その困難さを身にしみて感じたところです。本町における教育問題、具体的には、児童生徒の学力問題、学校施設の在り方、幼児教育の在り方、社会教育活動の活性化など、十分な目標到達までは至らず、町民の皆様をはじめ議員の皆様、関係各位には、大変御心配をおかけしたのではないかと猛省しております。

改めて、3期目の任命に御同意を賜ったということは、教育行政のトップとして、しっかりとリーダーシップを発揮し、あまたの教育課題の解決、解消に向けての叱咤激励だと心にしっかりと刻んで、これからの業務に心血を注いで邁進してまいることをここにお誓い申し上げます。

その実現のためには、教育が果たすべき普遍的な役割に加え、時代の変化に柔軟に対応できる人材育成が何よりも大切だと考えておりますので、何とぞ御協力、御支援を賜りますようお願い

いたします。

結びになりますが、今後も町民の皆様をはじめ、各界各層から信頼される教育委員会を目指して、教育行政の推進に努めてまいる所存でありますので、議員の皆様方には、今後とも御指導と御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、任命に当たっての挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。（拍手）

日程第8. 同意第4号

○議長（林 英明君） 同意第4号桂川町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第4号桂川町教育委員会委員の任命について、個人情報保護に配慮し、簡潔に御説明いたします。

本件は、桂川町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。

現在、桂川町教育委員会の委員であります原野正和氏の任期が、令和6年12月15日をもって満了となることから、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

原野氏の略歴等につきましては、次のページに参考資料として添付していますので、参考にさせていただきたいと思います。なお、原野氏の教育委員の職歴は、現在1期目でございます。

議員各位の御理解をいただき、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第4号桂川町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（林 英明君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、5番、大塚和佳議員、6番、吉川紀代子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。白票及び賛否の明らかでない投票は否と見なし、反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 英明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（林 英明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、記載台で記入の上、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

2番 下川 康弘議員	3番 柴田 正彦議員
4番 杉村 明彦議員	5番 大塚 和佳議員
6番 吉川紀代子議員	7番 北原 裕丈議員
8番 竹本 慶吉議員	9番 原中 政廣議員
10番 青柳 久善議員	

○議長（林 英明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。大塚和佳議員、吉川紀代子議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（林 英明君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成8票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数です。したがって、同意第4号桂川町教育委員会委員の任命について

は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（林 英明君） ただいま桂川町教育委員会委員として、任命同意を受けられました原野正和教育委員から、御挨拶をお受けしたいと思います。

どうぞお入りください。

〔教育委員会委員 原野 正和君 入場〕

○教育委員会委員（原野 正和君） おはようございます。

このたび、議員の皆様方より教育委員の再任用に御同意をいただきました原野正和です。

改めて、就任させていただくことを大変光栄に存じますとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。最初の任用よりはや3年が過ぎましたが、子供たちを取り巻く環境は日々変わっていることを実感した次第です。

GIGAスクール構想の実現で、1人1台の端末配布が完了し、学ぶ場所は選ばないで、誰一人こぼさない環境になっております一方で、一定数の不登校生徒がいる現状がございます。

私は、民間企業で働いておりますが、最近の新入社員について思うことがございます。それは物事をよく考え、自分の中に落とし込み、自分なりの考え方ができる人が少なくなっているように思えることです。指示したことに対しては、的確に対応できるのですが、それ以上のことはできません。今、社会で求められる力は、課題を自分で見つけ出し、それに対して、自分なりの考え方を持って物事を推し進める力となります。

学習環境については、国を挙げて整えてもらっていますので、中身についての指導が大事になってくると捉え、次の2点を自分の課題としたいと思います。

1点目は、大人の考え方を押しつけることなく、物事に対するヒントだけを与え、自分自身で答えを導き出せる力をつけさせる。

もう1点は、子供たちの声をよく聞き、一人一人が自分は大切にされているんだと自己肯定感を持てるような活動ができればと思っております。

この考えを基に先生方と連携し、桂川の子供たちが無事に成長してくれるように、教育委員として微力ではございますが、努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶といたします。本日は、御同意いただきありがとうございました。（拍手）

○議長（林 英明君） ここで暫時休憩します。再開は11時5分から。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

日程第9. 承認第16号

○議長（林 英明君） 承認第16号桂川町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書7ページをお願いいたします。承認第16号桂川町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本承認は、桂川町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分でございます。

改正の理由としまして、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が令和6年9月20日に公布され、令和6年10月1日から施行されることに伴い、桂川町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会の招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては8ページ、新旧対照表を9ページに掲載をしています。

主な改正の内容ですが、第3条に規定しております対象者から除く要件として、児童手当法の所得制限が撤廃されましたが、福岡県では、引き続き所得制限を維持していくことから文言の修正を行ったものです。

附則としまして、この条例は令和6年10月1日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第16号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第10. 承認第17号

○議長（林 英明君） 承認第17号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）の専決

処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書10ページ、承認第17号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月1日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル①令和6年度一般会計10月専決予算書（第3号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ867万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4,716万1,000円と定めたものでございます。

7ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

16款3項1目総務費県委託金867万5,000円の追加、衆議院議員総選挙委託金の追加計上でございます。

次に8ページ、歳出でございます。

2款4項4目衆議院議員総選挙費867万5,000円の追加、1節報酬から9ページの17節備品購入費まで、説明欄に記載のとおり、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る人件費及び事務費等の追加計上でございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第17号を採決いたします。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第17号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第11. 承認第18号

○議長（林 英明君） 承認第18号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書11ページ、承認第18号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第4号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年11月5日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル②令和6年度一般会計11月専決予算書（第4号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,226万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,942万2,000円と定めたものでございます。

5ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。

災害復旧事業債420万円の追加でございます。

次に9ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税286万1,000円の追加は、普通交付税での財源調整によるものでございます。

次に10ページ、16款2項9目災害復旧費県補助金520万円の追加、農林水産業施設災害復旧費県補助金の追加計上でございます。

11ページ、22款1項6目災害復旧事業債420万円の追加は、農地農業用施設に係る補助災害復旧事業債と、公共土木施設及び農業用施設に係る単独災害復旧事業債の追加計上でございます。

次に12ページ、歳出でございます。

11款2項1目農業災害復旧費1,106万1,000円の追加、8節の普通旅費から13節の使用料まで本事業に係る事務費の計上、14節の現年発生農地等災害復旧工事は、農業用施設

3か所の被災に係るものでございます。

13ページ、3項1目道路橋梁災害復旧費120万円の追加、道路2か所の現年発生公共土木施設災害復旧工事の追加計上でございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第18号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第32号

○議長（林 英明君） 議案第32号桂川町都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議案書12ページをお開きください。議案第32号桂川町都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定について御説明いたします。

本条例は、平成28年12月、国において都市計画法の一部が改正され、公園、緑地の設置に関する基準が緩和されたことに伴い、桂川町においても緩和することができる条例の制定を行うものです。

提案理由でございますが、良好な市街地の形成を図るため、宅地に一定の水準を確保することを目的として、開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為に当たっては、原則として全体面積の3%以上の公園、緑地または広場を設置することとされております。この基準に対し、公園等の維持管理者や事業者の負担軽減を図るため、桂川町都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例を制定し、公園等の設置が必ず必要な開発区域面積の最低限度を1haに緩和するものでございます。

次の13ページをお開きください。都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例文でございます。

第1条、条例の趣旨でございますが、0.3ha以上の開発行為については、都市計画法に基づき福岡県の許可が必要となり、同法の基準にのっとった申請が必要となりますが、この開発許可の基準の緩和に関し、必要な事項を定めることが同条例の趣旨であります。

第2条、定義でございますが、この条例で使用する用語は都市計画法及び都市計画法施行令において使用する用語により、条例を定めております。

第3条、技術的細目に定められた制限の緩和でございますが、都市計画法33条第3項とは、地方公共団体は、環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がないと認められる場合においては、定められた制限を緩和することができるとなっております。

また、同法施行令25条第6号に関する技術的細目とは、開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為にあつては、開発区域に面積の合計が開発区域の面積の3%以上の公園、緑地または広場を設置しなければならない基準であります。

また、同政令29条に第2項第3号イとは、開発区域の面積の最低限度について1haを超えない範囲で緩和をすることとされております。これにより、開発行為に係る開発区域の面積の最低限度を1haとしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしておりますが、2、基準の特例としまして、この内容については、現在、既に申請されてある開発許可申請については、その変更申請が当条例の施行日以降に申請された変更については、当条例の規定を適用するという附則でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたします、提案説明を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 3点ほど質問させていただきます。

まず、国の基準はいつ変わったのか。

それから2番目に、今回、桂川町でこの都市計画法という条例を新しくつくるわけなんですけれど、これまでは国の基準に沿ってやってきたんですよ。そのことでもう一度確認をしたいと思います。

それとあと一つは、今度3,000m²を1万m²に変えると。そういうことで、そのときの公園の設置は、従来は3,000m²から5万m²の場合には300m²の公園を造らなければならないというふうになっていたと思うんですけど、そうした場合、今回、1万m²から5万m²になった場合、1万m²以下はあれかもしれないんですけど、公園はやはり300m²、1万m²から5万m²の開発をした場合には、300m²の公園の設置は可能なんですね。それはできるんですね。

以上3点、お願いします。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） まず、1 番の国の都市計画法の改正がなされた時期という御質問でございますけれども、先ほど議案説明の中で説明しました、平成28年12月に、国においてこの規制を緩和することのできる改正がなされております。これを受けまして、それから時期がたってるんですけども、任意の条例改正でございますので、現段階で町の情勢を検討しまして、今回条例の制定をするものでございます。

2 番目に、桂川町でこれまでの条例といいますか、手続ということで、これまでについては、3,000m²の開発については、福岡県知事の許可を取らなければならないということで、開発申請の許可については、この都市計画法の基準を守らなければならないということで、3,000m²以上の開発区域については、その3%である、3,000m²であれば90m²以上の公園を造らなければならないと。これを遵守してまいりました。その都市計画法の基準どおりに公園の設置して、町のほうに移管して、町が公園として管理する、こういう手続を踏んでまいったところでございます。

また、最後3番目の1万m²以上5万m²の開発区域についてですけれども、この区域の範囲については規制の緩和ができませんので、仮に開発事業者と桂川町のほうでお互いに公園を造ることをしないというような判断はできないということで、3%以上、例えば1万m²であれば300m²以上の面積の公園が必ず設置しなければならないというものでございます。

一応、1ha未満の開発区域についても、お互い協議の上でこの設置する、しないというのは決められるということで、しないことができるということであります。その理由につきましては、管理上、草刈りとか伐採等のそういった作業が間に合わなくて、かえって地域の負担になっているという状況がございましたので、今回しないことができるという規制の緩和を条例として制定するものでございます。

以上です。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6 番 吉川紀代子君） 先ほど、原中課長の答弁の中に、都市計画法の変更とおっしゃいましたよね、言われませんでした。桂川町では都市計画法がないとおっしゃいましたよね。新しくつくるわけでしょう。変更と言われたから、変更じゃないだろうと思ったんです。変更じゃない、新しくつくるといいますよね。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 変更というのは、都市計画法の改正ですね。国の都市計画法という法律を平成28年の12月に改正したというものが変更であって、町の条例としては、これ初めて都市計画法に関する条例を制定したというものでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） 町の条例としては新しくつくる。しかし、国の法律は平成２８年の１２月に改正になった。改正になったから、今回つくるのにはこの改正に基づいて、 $3,000\text{m}^2$ を最低基準を 1万m^2 にしますと。しかし、できる公園は 300m^2 は造れるわけですね。１万なってもできるわけですね。

それとあと一つ、この平成２８年の１２月に法の改正があつて、今年は令和６年ですか。その間時間がたった。何で今まで新しくしなかったのかなと。そこら辺がなぜ遅れたのか、しなかったのか説明を求めます。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 当条例といいますか、公園設置の緩和の基準は、福岡県下でもやってない市町村はたくさんございます。桂川町においても、建設事業課のほうに令和４年から都市計画の事務配置が来たわけなんですけれども、今、建設事業課のほうで、毎年、夏場の草刈りを１回ないし２回、今こういった関連する公園につきましては、町内に３８か所ほどあるんですけれども、それを複数回にわたって草刈りをしていくっていうのは、非常に作業的に重たいところでございます。そういった状況をずっとやってきたんですけれども、こういう開発事業が行われるたびに公園がどんどん増えていくと、まして 100m^2 以下の非常に狭くて住民の方が使ってらっしゃらない、こういった空き地もたくさん増えてくるということで、これがお互いに必要がないというふうに判断する場合については、造らないことができるというものが、この数年間の間で検討した結果、今回に至ったという状況でございます。

○議長（林 英明君） 最後ですよ、もう。３回過ぎましたので。

○議員（６番 吉川紀代子君） 私の質問に対しての答えになってないと思います。私はその法の改正が平成２８年に変わったと、しかし、今回新しく令和６年、今回つくろうとしてるわけでしょう、その間時間がたっているじゃないですか。なぜ、それまでになかったのか。説明にあった草刈りなんかが大変だって、大変だったら早くすべきだったと。何でこれまで遅れたんですかって、その理由を問うたんです。だから、答えになってないと思います。もう一度答えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 吉川議員おっしゃるとおり、平成２８年の１２月以降の時点で改正はできたものでございます。ただし、任意の改正でございますので、今の状況で草刈りという対応は、町としても維持管理に努めてきたところでございますけれども、そういった検討する期間というものは、担当部署としては必要だったということになろうかと思ひます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） すみません。関連するところがあると思ひます。２点あるんですが、では、今まで造られていて、確かに困りますよね。あちこちありましてね、分かるんです。

本当使っていないような公園、そこは草が生えていよいよ使われなくなっているのが、いっぱいあります。そういったところは、この法律に該当してくるのか、今後そこは全くしないのか、するとしたら今後どうするのか。

それからもう一点、ここであえて出されたというのは、どこか開発が進められているところがあって、そこが問題になっているからではないかなとも思うんですが、そういったことがあっていのかどうか。2点教えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 初めのほうの質問なんですけれども、今、既にこの38か所、その開発行為に伴って移管されたものにつきましては、このまま管理していくということになります。この規制の緩和によって廃止するという関連の内容ではないということでございます。今後、今そういった直面しているというところでは個別の場所はございません。ただ、今後、地元もあまり利用しない空き地について、協議の上、設置しないことができることが可能になるように制定するものであって、今後、協議しながら設置するかしないかという判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 後のほうは。よろしいですか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 分かりました。公園が多いので困っているし、その管理がばらばらになっているというのを聞いていてまずいなと思っています。だから、ある程度地元と相談して、僕はもう必要ないところはしないようにして、そこはその分を、例えば、僕は王塚古墳の遊具にしていとか、そういったちょっとトータルで考えていかないかんのじゃないかなと思っています。ぜひ、総務経済建設委員会のほうで検討していただけたらと思います。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第13. 議案第33号

○議長（林 英明君） 議案第33号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書14ページをお願いいたします。議案第33号損害賠償の額

を定めること及びこれに伴う和解について御説明申し上げます。

本件は、令和6年4月25日に発生した福祉バスの衝突事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

15ページをお願いいたします。本件の内容について御説明いたします。

損害賠償の額は、105万8,653円でございます。

1、事故発生の日時は、令和6年4月25日金曜日午後零時30分頃。場所は、桂川町大字土師2193番地先路上でございます。

2、損害賠償の相手方の住所及び氏名につきましては、個人情報保護の観点から非公開とさせていただきますので御了承いただきますようお願いいたします。

3、事故の概要は、本町の福祉バスが、桂川町総合福祉センター駐車場から公道に出て右折しようとした際、嘉穂総合高校方面から直進してきた相手方自家用車と出会い頭に衝突し、その際、本町福祉バス及び相手方自家用車が破損し、相手方運転手が負傷したものです。

4、損害の状況は、相手方は、車両の右側前方ミラー及びドア部分の破損、頸椎及び腰椎捻挫、両肩痛でございます。町は福祉バス左側前方バンパー部分の破損でございます。

5、事故発生の原因は、福祉バスが桂川町総合福祉センター駐車場から公道に出て右折しようとした際、左右確認が不足していたためでございます。

6、示談の内容は、この事故に係る過失の割合は、町85%、相手方15%とし、双方の割合に基づき、町は相手方に105万8,653円を支払い、双方は、本件事故について今後いかなる事柄が発生しても、裁判上または裁判外において一切の異議申立てまたは請求をしないという内容でございます。

7、損害額及び賠償負担額の区分、8、事故現場見取図は16ページから17ページに掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、本件に係る損害賠償額金につきましては、町が加入する全国自治協会自動車損害共済により全額支払う予定となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、今、説明をいただきました損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解ということで、これ何点が質問いたします。できるだけまとめてしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） 1つずつ言ってください。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ある程度まとめてください。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、実は今回、事故が起きました福祉バス過失割合、非常に厳しい内容であります。前回も、土居からたしか瀬戸線のところ、大体これに似たような状態で事故が起こっております。そこで、お聞きしたいのは、こうした事故の内容として、福祉バスでありますので、できるだけいろんな運行については余裕のある運転士さんの配置かな、時間帯をしてあると思います。そうした中で普通一般的には考えられないような、逆なら分かるんですけど、非常に厳しいような事故が起こっていますんで、その点について事故が起こったよと、85対15で片づいたから、賠償金額を払いますよということだけじゃなくして、その間、やはりその中に起こる要因、例えば、何度もこの中で私、申し上げてきましたけども、仕方ないんですけど、運転士さんが高齢化になっていくとか、例えばそういう事故を起こした人だけじゃなくして、運転士さん全体でそうしたものが実際共有できているのか、そうした点をまず総務課長にお聞きしたいと思います。これ1点です。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 確かに、何年か前に福祉バスの事故が起きております。そのときも左右確認不足だったと認識しております。

今回も事故発生後、ドライブレコーダーを確認し、運転手から事情聴取し、事故現場の確認を行いながら、事故発生の分析を行いました。その中でいろいろ運転手の健康状態等も確認しながら、運転手個人への厳重注意を行った後、運転手全体で事故現場や事故時の状況の共有を行い、再発防止の協議を行いながら、みんなで事故再発防止に向けて取り組むような形では取らせてはいただいております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 総務課の対応としては、今いただいたような内容で理解します。

ただ、今回、私がここで申し上げておりますのは、今度、桂川町が加害者という立場になるわけなんですよね。相手方が被害者という方になります。そうした中で今までここで専決処分の委任指定という、この部分がある程度の専決処分の委任50万円以下ということで出しております。そうしたもので、今、現実的にその中で、例えば事故が起こったときには、まず慰謝料、休業損害、治療費という形、それと物損では、物損の修理費というような形で支払いをするんですけども、うちの場合は地方自治法で縛りがあります。この辺の縛りについて、私は早くからこれはある程度現実合った縛りにしていくべき。地方自治法は守ったけど、被害者は守れないというような問題が、私は私なりに感じました。執行部としては、それを感じてないかどうか分かりませんが、そういう点を今回、これまた、総務委員会の付託になるんですよね。

なったときに総務委員会の中でもそういった中身をしっかりと精査していただいて、できるだけ総務課長のほうからいろんなデータ、私いろいろなことを申し上げている、保険会社との関係がどうなるのか、そうすると地方自治法との関係がどうなるのか、議会の選任事項との関係はどうなるのか、そしたら今後どうしていくべきかとかいうような内容のですね、しっかりと審議していただきたいと思います。そういうことについていかがですか。今、一部は治療費関係とか、保険会社との対応、意見求めましたけど。まず、皆さんにその部分、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 現在、この町長の専決処分の委任指定につきましては、地方自治法を遵守して行っているところでございます。ただ、今回改めて保険会社に確認したところ、保険会社と医療機関の取決めでは、先に治療費だけをお支払いするというルールになっていることが分かりました。その点につきましては、議決を待たないうちに支払いが行われているような形になって、ちょっと差異があるのではないかとすることは、今回、確認ができたところでございます。

委員会につきましては、資料提供等はこちらでお調べした分については、積極的に提供していきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9 番 原中 政廣君） 今、総務課長がいろんな形の中でこういう問題点があるんじゃないかというふうに、私なりに調査する内容を細かくお願いしてきたところです。そして、これまでの答弁と若干違うのは、いろんな方がだいぶんずれが出てきておると。それをも総務課長のほうで精査していただきまして、それをぜひ議会のほうに投げかけていただきたいと思います。

その中で、私たちと例えば執行部の中でどのようにしたら、一番地方自治法を守りながら、なおかつ被害者、加害者きちっと補償していくか。特に今回、休業損害なかったんですよ、休業損害。休業損害がない場合、給与所得者とか、それとか年金関係とか、それとか我々議員関係とか、やっぱりそうなんですよ。これとか事故100・ゼロでも休業損害はないんですよ。

ただ、皆さん、一番私が申し上げたいのは、休業損害がなくても、全体的に桂川町で働いている方、一つの日給・月給制度というのもあるんです。そういう人たちが、もうこれ7か月たっているんですけど、その間、休業損害にも手をつけられないとかいうふうな問題があるのであれば、僕はきちっと精査していただきたいと思います。

そして、町長の、私はこれを全員協議会、今回のこの事故は総務委員会でやっていただいてお答えいただきたいと思いますが、議長に対して、文教委員会からのほうから、ぜひ全員協議会を開いていただきたいというような要望書を本日提出したいと思います。

そして、確かに私たちは委任指定しています。しているけど、当初、平成5年それから平成30年ほとんど我々がつくったんじゃないんですよ。平井さんが一生懸命案をつくって、その前は平成5年にもほとんど執行部の答弁なんですね。普通、議案提案といえば議会がするんで、議会がやるんですけれども、ほとんど執行部。だから、そこは議会と執行部がこの問題に対してきちんとやりましょうよということで、委任指定したい。だから、時代に合った委任指定というのは、これは平成30年かもう五、六年たっていますね。もうそこら辺でほかのを含めて、しっかり論議していただくようなことをお願いしたいと思います。

直接は関係ないんですよ。非常にこのまま85対15で終わりましたというような中身じゃ、若干厳しいかなというような気持ち。この件については、まだまだ詳細のほうは、町長と私の考え方の問題とか、今までの発言内容とかありますので、これ一般質問でさらに議論を深めていきたいと思いますけども、よろしく願いして、私の質問を終わります。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第14．議案第34号

○議長（林 英明君） 議案第34号動産（教師用教科書及び教師用指導書）の買い入れについてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。平井学校教育課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 議案第34号動産（教師用教科書及び教師用指導書）の買い入れについて御説明申し上げます。議案書18ページをお願いいたします。

本議案は、小学校の教員が使用する教科書及び指導書の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、町議会の追認の議決をお願いするものでございます。

内容について御説明申し上げます。次のページの参考資料を御覧ください。

令和6年度から使用する小学校の教科書が改訂されるに当たり、教師用教科書及び教師用指導書の小学校2校分の購入でございます。

契約日は、令和6年4月1日でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。児童が使用する教科書は、国の制度により無償で配布されますが、このたび本町が購入した教師が使用する教科書及び指導書については、本町の取次

供給所として指定されている業者は契約相手方の太田書店のみとなっておりますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約により購入しております。

契約の相手方は、飯塚市忠隈367の3太田書店でございます。

購入物品は、小学校教師用教科書、教師用指導書、指導者用デジタル教科書で、数量は2校分で1,172点。

買入れ価格は、83万3,249円、うち消費税額7万9,120円でございます。

議会の議決を経ずに700万円以上の財産の取得を行っていたことにつきまして、深くおわび申し上げます。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） お尋ねします。今、平井課長の説明で、議会の同意を経ずに計上したと。3月の議会でこの教科書を買うということで予算の計上がなされた、そのことを謝られたということですね。本来ならば、この今回上げられておる動産の買っていいですかと、これと同じ、これを上げながら予算書も上げなくちゃいけなかった。しかし、これを、この項目を忘れていたってということなんですね。ということなんですね。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 御指摘のとおり、予算書につきましては、前年度、令和5年度の3月議会において計上させていただいておりましたが、その際にこの買入れの議案を出していなかったということでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） よく分からないですけど、結局この議案を上げないで、3月の議会で予算書に改訂教科書を購入して、予算額としてもう上げていたわけでしょう。だから、これが上がってないから、飯塚で起きた事件と同じ内容と私は理解しています。なぜ、改訂された今度教科書を購入ってことだから、これ初めてじゃないと思うんですよ、教科書が改訂されて事例というか、案件は。なぜ今回、そういうふうに忘れたっちゃうか、何かよく分からないけれど、ちょっとしたミスだったかも分からないし、飯塚の事件をして桂川をもう一度考えた、そしたらやっぱり桂川もこれは上げなくちゃいけないと、そういうことで、後出しじゃんけんのよう感じで上げてきたのかなと思っているんですけど。なぜ遅れたのかな、忘れたのかな、ちょっとしたミスだったのかなと思って、そこのところをお伺いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 教育長。

○教育長（大庭 公正君） このたび、動産の取得に対し、議会の承認を得ずにこのような形にな

りましたことは深くおわび申し上げたいと思います。

なぜ、このような形になったかということでございますが、教科書が改訂をされるたびに教師用教科書も購入をさせていただいておりました。これまで、数限りなく教科書改訂が行われたところでございます。それに伴って教師用指導書も購入をさせていただいていたところでもあります。

しかしながら、今回デジタル教科書、さらに、説明はありませんでしたが、教師用指導書を購入した際にさらにそこにデジタルの分も含まれていて、その教師用指導書の分も金額が上がっていたというところでもあります。しかしながら、今回動産の700万円以上の購入についての議会への承認を得るということについては、本当に失念をしていたというよりも、これまでのそういった経験から踏まえて、そういった意識がなかったというのが実情でございます。

このことにつきましては、全国的にも同じような状況が続いておりまして、私どもとしましては、飯塚市のこの状況が11月22日西日本新聞等に掲載をされまして、本町ではどうかというところを調査いたしまして、その確認作業をしていたところ、本町もそれに該当するということが分かりました。

しかしながら、議会運営委員会が開催される後にこのことが詳しく発覚をしたものですから、本日、当日9時からの緊急的な議会運営委員会に提案をさせていただいて、本日の上程となっていたものでございます。

今後につきましては、当初予算を立てるときからこのことをしっかりと頭に入れながら進んでまいりたいと思っております。そしてまた、次年度当初予算につきましては、中学校の教科書が改訂されて、同じような指導書を購入をさせていただきますが、中学校の場合は、本町は1校ありますので、既に今、概算をいたしまして700万円には達していないというところでございます。

しかしながら、今後は、学習指導要領の改訂も今後早々に行われるということを聞いておりますので、これが毎回4年ごとに教科書が改訂をされる場所なんですが、学習指導要領が改訂をされましたら、これがまた続けてなる可能性もございます。こういったことが今後ないように、私もしっかりと管理をしていながら、二度とこういうことをさせないように努めてまいりますので、そのことについてはよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） ありがとうございます。失念をしていたと、そして飯塚の事件を基に調査したら、そういうことが桂川町でも起こっていたと。それで、今回こういうことになったと。そしてまた、今後こういうことのないようにきちっとやっていくという答弁でした。どうぞ、誰でも人間は失敗はありますけれど、またその失敗を糧に、繰り返すことのないように気をつけていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第15. 議案第35号

○議長（林 英明君） 議案第35号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書20ページをお願いいたします。議案第35号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、本年8月の人事院勧告に基づき、桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

21ページから25ページに条例案、26ページから33ページに新旧対照表を掲載しております。

議案書21ページをお願いいたします。主な改正内容について御説明いたします。

今回の人事院では、民間給与の状況を反映し、約30年ぶりとなる高水準のベースアップを勧告しております。月例給では、民間給与との格差1万1,183円、2.76%を埋めるための改定、ボーナスでは、年間4.50月分を4.60月分とし、期末手当と勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分する改定を勧告しており、この人事院勧告どおりの改定を行うための条例改正となっております。

給与表は、人事院勧告に基づき改定された国の給与表と同様の改定をしております。改定をした給与表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

ボーナスにつきましては、年間の期末手当を0.05月分、勤勉手当を0.05月分、合計で0.10月分を引き上げるため、第1条で令和6年度分、第2条で令和7年度以降のボーナスの改定をする条例改正を行っております。

附則でございますが、第1条を公布の日から施行し、第2条を令和7年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） このまま会議を続けます。

これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 人勧は８月にあったということでございますけども、招集されたときにはこの案件はなくて、議運のときに出されましたので、いつ国なり県からなり正式に通知のあれが来たかどうかをお知らせください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） すみません。人事院勧告は８月に行われましたが、今回この人事院勧告に基づき閣議決定等が行われるのが１１月の末で、すみません、ちょっと正式な日にちは覚えてございませんが、１１月の末となりましたので、当初は閣議決定もしくはその後の副大臣通知が発出されるまでは、地方公務員の給与の改定等の上程ができませんでしたので、それを待っていたために当初の上程から漏れて、追加という形で議運のほうにかけさせていただいたような状況でございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） この給与や賞与、上がってくるんだけど、いつから上がるのかなというのが一つ聞きたいのと、あと、本年度予算と来年度予算、今の人数、今の人員だとしたときに、幾らぐらいアップするんだろうというのをお聞かせ願いたい。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 給与改定とボーナスのほうにつきましては、令和６年４月１日に遡って調整いたしますので、その分の差額を出すような形になります。来年度の予算につきましては、今現在、取りまとめておりますので、正式にはお答えすることはできませんけども、今回の給与改定におきまして、職員につきましては、一般会計特別会計を合わせまして補正額を３,２０４万１,０００円計上させていただいております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） 僕がこれを上げるのは賛成なんです。役場職員の給料が下がったら、周りも下がりますから、大体見よったら。公務員が下がったらいつも僕は危ないなと思っている側の人間です。ですから、上げてもらうのは構わんけど、実際問題かなりこの給与だけで来年度もきついだろうと、大体見えますので、その分をじゃあどこで僕らは削減していくのか。非常に財政的に厳しくなりよります、桂川、明らかに。そんな中、僕らは奨学金も出せとかいろんな意見も出しています。これは僕は当然と思っています。詮議する必要のないところはしないし、すべきところはするし、財政を見つめ直さないかんと思っていますので、あえてこの質問をしました。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第16．議案第36号

○議長（林 英明君） 議案第36号桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書34ページをお願いいたします。議案第36号桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本件の提案理由は、本年8月の人事院勧告に基づき、桂川町職員の給与に関する条例の一部の改正を行いましたので、本町会計年度任用職員の給与等の支給に関し整備を行う必要が生じたため、議会の議決をお願いするものでございます。

35ページから36ページに改正条例、37ページに新旧対照表を掲載しております。

今回、人事院勧告に基づき、本町職員の給与改定を実施を予定しておりますが、職員と会計年度任用職員の均衡を図るため、所要の条例改正を行うものです。主な改正点は、会計年度任用職員の給与改定に準じて改定を行うことができるようにするため、新たに18条を設けております。この改正により、職員同様、給与改定の適用時期を令和6年4月1日に遡及して行うことが可能となっております。また、月例給では、人事院勧告に基づき改正した職員給与表を適用いたします。

なお、本町会計年度任用職員のボーナスにつきましては、期末手当及び勤勉手当の支給割合は、国の定年前再任用短時間勤務職員の割合を採用しております。会計年度任用職員のボーナスも、人事院勧告どおり年間2.35月分を2.40月分とし、期末手当と勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分し、月例給同様、令和6年4月1日に遡及して支払うようにしております。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の第18条の規定は、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） まず、一般職と会計年度任用職員の期末と勤勉の率が違うようで

すので、その率の違いと、なぜ、その率が国の法律なりにのっとってするものか、町が独自で決めてするものかというのを教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 年間の支給額にいたしましては、改正後、職員は4.60月分となりますものを会計年度職員は2.40月分となります。この、本町が国の定年前再任用短時間勤務職員の割合を採用しておりますのは、近隣の状況等も勘案しまして、本町で制定しているものでございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） ということは、近隣が決めているということは、町独自で決めているということなので理解していいんですね。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） そのとおりでございます。

○議長（林 英明君） ほかに。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません。正職員の施行は令和7年4月からと書いてあって、で、会計年度任用職員のは令和6年4月。これよく読んでみると、会計年度任用職員は、18条は令和6年4月からこの施行これを適用するというふうに理解したんです。じゃあ、18条というのはどういうものかという、死亡したり退職した人たちには令和6年4月から遡ってそれを適用すると、そういうふうに理解したんですけど。じゃあ、死亡したり退職をしなかった人はいつから施行になるのかなと。

それとあと一つ、今、遅れて見たんですけど、正職員の場合は令和7年4月からと書いてある。2条って書いてある、2条の意味がよく分からないから、給料は結局上がるのはいつからなのかなっていうのははっきり教えていただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 第2条で、令和7年4月1日からとしております分につきましては、ボーナスにつきましては、今回0.10月分上がる分を、今年度につきましては6月分は既に支給されておりますので、この分を12月で一括支給するような形で第1条を設けて、第2条は令和7年の4月1日以降になりますので、この上がった0.1を6月分と12月分に半々に分けて支給するような条例改正でしておりますので、第2条につきましては、令和7年4月1日からのボーナスの支給に適用するという形で書かせてもらっておりますので、上がるのは、今年度から上がるような形に職員はなっております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私が、あと1個質問しているつもりなんですけれど、会計任用職

員のところは令和6年4月からと書いてあるのは、私が先ほど申し上げましたように、その18条がこの令和6年4月からに適用するつちゅうことですよね。遡るというかよく分からないけど、そういうことなんですね。じゃあ、普通の給料の上がるのは令和7年の4月からなんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 会計年度任用職員も令和6年4月1日に遡及して上がるような形で条例改正を行っております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 基本的に、会計年度任用職員つくられたときには同一労働、同一賃金というのがうたい文句でした。一番それを大事にしなくちゃいけないと思われるこの公共団体の中で、明らかな差別が行われている、私にはそう見える。そのことはどうなのか。また、うちの財政を見たときにこれしかあり得ないのか、周りはどうなのかということを、総務経済建設委員会のほうでちょっと煮詰めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第17. 議案第37号

○議長（林 英明君） 議案第37号令和6年度桂川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書38ページ、議案第37号令和6年度桂川町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

本議案は、令和6年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル③令和6年度一般会計12月補正予算書（第3号）で御説明いたします。（発言する者あり）

○議長（林 英明君） 暫時休憩。

午後0時14分休憩

.....

午後0時15分再開

○議長（林 英明君） 再開します。（発言する者あり）

○企画財政課長（小平 知仁君） 進めてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,314万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,256万4,000円に定めようとするものでございます。

次に8ページをお開きください。ここから歳入予算について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税8,334万円の追加は、普通交付税での財源調整によるものでございます。

次に9ページ、15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金6,697万2,000円の追加は、障害者自立支援給付費国庫負担金及び障害児通所支援給付費国庫負担金と前年度事業費の精算に伴う、前年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金追加交付金の追加計上、2目衛生費国庫負担金22万2,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種副反応に係る予防接種健康被害給付費国庫負担金の追加計上。

次の10ページ、2項2目民生費国庫補助金249万8,000円の追加は、補助基準額の増嵩による放課後児童健全育成事業費国庫補助金や、補助対象私立保育園の追加による保育環境改善等事業費国庫補助金、また、利用者の増に伴う一時預かり事業費国庫補助金や補助対象私立保育園の追加による性被害防止対策に係る設備等支援事業費国庫補助金の追加計上でございます。

次に11ページ、16款県支出金1項1目民生費県負担金3,277万6,000円の追加は、障害者自立支援給付費県負担金及び障害児通所支援給付費県負担金と前年度事業費の精算に伴う、前年度子どものための教育・保育給付費県負担金の追加交付金の追加計上。

次の12ページ、2項2目民生費県補助金384万7,000円の追加は、補助基準額の増嵩による放課後児童健全育成事業費県補助金や、利用者の増に伴う一時預かり事業費県補助金、また、私立保育園の食材費高騰対策に係る保育所等給食支援費県補助金の追加計上、5目農林水産業費県補助金96万9,000円の追加は、地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付け、農作業委託により集積・集約に取り組む地域に対し、交付される機構集積協力金交付事業費県補助金の追加計上でございます。

次の13ページ、3項1目総務費県委託金415万3,000円の追加は、投開票日の前倒しに伴う福岡県知事選挙委託金の追加計上、3目教育費県委託金237万4,000円の追加は、桂川中学校に対する部活動地域移行実証事業費県委託金の追加計上でございます。

次に14ページ、17款財産収入1項2目利子及び配当金31万6,000円の追加は、金融機関の金利改定による財政調整基金等4基金の定期預金組み直しに伴う、中途解約利息の受入れ、

及び定期預金運用から債券運用に切り替えました減債基金債券運用利息の初回利払い受入の追加計上でございます。

次に１５ページ、１９款繰入金１項１目財政調整基金繰入金７,０００万円の追加は、財源調整によるものでございます。

１６ページ、２１款諸収入４項２目雑入５６７万５,０００円の追加は、官行造林契約地立木補償負担金、こちらは、福岡県央環境広域施設組合の新ごみ処理施設整備に係る共有地の官行造林指定解除に必要となる造林者、国への補償金に対する同組合からの負担金、また、電算システムの標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金や、ＪＲ桂川駅北口及び南口に桂川町商工会が設置されている飲料自動販売機の電気使用料及び設置手数料の追加計上でございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

なお、今回の歳出予算の補正に当たりましては、職員人件費につきまして、人事院勧告による給与改定等に伴う関係費目の整理を行っております。

また、歳入予算の補正に伴う財源組替えについては、御説明を割愛させていただきますので、併せてお願いいたします。

では、１７ページをお開きください。

１款１項１目議会費２３万６,０００円の追加は、職員人件費の整理によるもの、２目特別委員会費２万４,０００円の追加は、産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員会講師謝礼の追加計上でございます。

次に１８ページ、２款総務費１項１目一般管理費９５４万円の追加は、職員人件費の整理と１９ページの通信運搬費、本年１０月の郵便料金改定に伴う追加計上、３目財政管理費３１万４,０００円の追加は、歳入側で申しました各基金の定期預金中途解約利子及び債券運用利息積立金の追加計上、４目会計管理費１１万円の追加は、各種公共料金の口座振替をウェブ申請で可能とするためのこうふりネット導入手数料の追加計上、９目電算管理費２５万８,０００円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

次の２０ページ、２項１目税務総務費２６７万６,０００円の追加は、職員人件費の整理によるもの、２目賦課徴収費２２５万９,０００円の減額は、個人住民税の電子申告支援サービス導入が令和７年度に先送りされたことに伴う、ｅＬＴＡＸ利用料及び各種税申告電子化導入業務委託料の減額計上でございます。

次の２１ページ、３項１目戸籍住民基本台帳費１５４万７,０００円の追加は、職員人件費の整理によるもの。

次の２２ページ、４項３目福岡県知事選挙費は、４１５万３,０００円の追加、投開票日が年度内執行に前倒しされたことに伴う各種経費の追加計上。

次の24ページ、6項1目監査委員費46万9,000円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

次に25ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費195万2,000円の追加は、職員人件費の整理と国民健康保険特別会計への職員給与費繰出金の追加計上、2目障害者福祉費1億4,343万9,000円の追加は、2市1町で運営しております障がい者基幹相談等支援センターの課税事業者化に伴う、過年度分消費税等の追加負担に係る障害者地域支援生活事業費負担金や、26ページ、サービス利用の増加による障害者自立支援給付費及び障害児通所支援給付費のほか、実績確定に伴う前年度障害者自立支援給付費国庫及び県負担金等返還金の追加計上でございます。3目老人福祉費112万8,000円の追加は、桂寿苑の陶芸窯マイコン焼成装置修繕料及び後期高齢者医療特別会計への職員給与費等繰出金の追加計上、8目介護保険事業費50万5,000円の追加、次の27ページ、9目介護予防費299万8,000円の追加は、職員人件費の整理によるもの。

次の28ページ、10目地域包括支援センター事業費541万7,000円の追加は、職員人件費の整理と実績確定に伴う前年度地域支援事業費配分金返還金の追加計上。

次の29ページ、11目総合福祉センター費110万円の追加は、マッサージ室漏水修繕工事の追加計上でございます。

次の30ページ、2項1目児童福祉総務費792万9,000円の追加は、印刷製本費、こちらは電算システム標準化対応に係るテスト用納付書の印刷費や、保育料の口座振替対応のための収納消込システムの業務委託料、また、補助対象私立保育園1園の追加による保育環境改善等事業補助金、利用者の増に伴う一時預かり事業補助金、私立保育園3園の食材費高騰対策に係る保育所等給食支援補助金、補助対象私立保育園1園の追加による性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金のほか、前年度の国・県補助金の事業等の実績確定に伴う各種返還金の追加計上でございます。3目児童福祉施設費401万円の追加は、支援員の給与改定の影響反映による学童保育所運営委託料の追加計上。

次の31ページ、4目子育て支援費205万3,000円の追加は、職員人件費の整理と、実績確定に伴う前年度子ども・子育て支援交付金国庫返還金の追加計上。

次の32ページ、5目土師保育所費3,290万3,000円の追加は、職員人件費の整理と食材費高騰に伴う給食用賄い材料費、また、園舎の屋上防水工事や、33ページ、おむつ交換台等の備品購入費の追加計上でございます。

次の34ページ、3項1目国民年金費35万3,000円の追加、次の35ページ、4項2目人権センター運営費17万1,000円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

次に36ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費392万4,000円の追加は、職員人

件費の整理と、医師・看護師の増員や設備費の増加による小児休日夜間急患センター運営費負担金の追加計上、2目予防費1,141万8,000円の追加は、職員人件費の整理と、37ページ、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費補助金のほか、前年度の国・県補助事業等の実績確定に伴う各種返還金の追加計上でございます。4目健康づくり推進費98万7,000円の追加は、職員人件費の整理と電算システム標準化対応に係る健康管理システム改修委託料と、38ページ、実績確定に伴う各種返還金の追加計上。

次の39ページ、2項1目清掃総務費25万8,000円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

次の40ページ、5款労働費1項1目失業対策総務費15万円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

次に41ページ、6款農林水産業費1項2目農業総務費183万1,000円の追加は、職員人件費の整理によるもの、4目農業振興費96万9,000円の追加は、機構集積協力金交付金の追加計上。

次の42ページ、6目農地費35万2,000円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

次の43ページ、2項1目林業総務費147万5,000円の追加は、補償金ふくおか県央環境広域施設組合の新ごみ処理施設整備に係る町有地の官行造林指定解除のための国への補償金と、森林環境整備基金の定期預金中途解約利子積立金の追加計上が森林環境整備基金積立金の減額計上、こちらは、森林環境譲与税の本年度の余剰積立てでございますが、この減を上回ったものでございます。2目森林総務費82万7,000円の追加は、湯ノ浦森林伐採業務委託料の追加。

なお、この森林伐採業務委託料は、森林環境譲与税を財源として実施するものでございますので、先ほど申しました同譲与税の余剰積立てであります、森林環境整備基金積立金と相殺する形での増額あるいは減額計上となっております。

次に44ページ、7款商工費1項1目商工総務費20万8,000円の追加は、職員人件費の整理によるもの、2目商工振興費50万円の追加は、住宅改修事業補助金を追加見込みにより追加計上しております。

次に45ページ、8款土木費2項1目道路橋梁総務費150万円の追加は、職員人件費の整理によるもの、3目道路橋梁新設改良費150万円の追加は、町道戸石ヶ坂線道路改良事業費の追加計上。

次の46ページ、3項1目都市計画総務費42万1,000円の追加は職員人件費の整理によるもの。

次の47ページ、4項1目住宅管理費114万7,000円の追加は、職員人件費の整理によ

るものと、町営住宅修繕料の執行見込みによる追加計上、2目住宅建設費13万6,000円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

次に48ページ、9款消防費1項1目非常備消防費512万8,000円の追加は、飯塚地区消防組合負担金の決定によるものでございます。

次に49ページ、10款教育費1項2目事務局費399万2,000円の追加は、職員人件費の整理によるものと、中学校運動部の地域部活動移行実証事業に係る地域部活動コーディネーター報酬などの各種経費の追加計上でございます。

次の51ページ、2項1目桂川小学校の学校管理費190万4,000円の追加、52ページ、3項1目桂川東小学校の学校管理費133万7,000円の追加、53ページ、4項1目桂川中学校の学校管理費119万8,000円の追加、54ページ、5項1目桂川幼稚園費194万2,000円の追加、55ページ、6項1目共同調理場費299万2,000円の追加、56ページ、7項1目社会教育総務費183万5,000円の追加、6目王塚装飾古墳館費106万2,000円の追加、57ページ、7目図書館費214万6,000円の追加、8目人権教育費32万6,000円の追加、59ページ、8項3目総合体育館費65万3,000円の追加は、いずれも職員人件費の整理によるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 43ページです。農林水産業のところ。補償金230万円、県央に絡むことと言われました。もう少し説明してください。

それから、その下の827、これ見たときにマイナスとプラスで827がいてこいでちょうどやなと思いつつ、何だろうと思いつつ聞いていました。当初基金に組んでいた額があるはずで、それを基金に入れなくて、森林伐採業務委託料に持ってきたのかな。もともと多分基金に入れる何とか環境譲与税、それがこれの何倍もうちょっといっぱいあったうちのを森林に持ってきましたよと、下の委託料に。だから、これだけ減りましたよということなのかな。そこを2点教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） まず、1点目の御質問であります補償金についてでございます。

こちらの補償金につきましては、ふくおか県央環境広域施設組合が進めております、新しいごみ処理施設建設に係る、一応建設の予定地、候補地に町有地がございます。そこに立木、木を植えておりまして、その木の、立木の補償、こちらが、過去、国が町と契約をいたしまして、国が木を植えているような形になります。現在も国のほうが管理をしているような状況です。その持ち分が、国と町とで2分の1ずつございます。その国の持ち分である2分の1の金額を230万

円ということで、国のほうが試算をしておりますので、そちらのほうを補償という形でお支払いして、町の持ち分100%にするための補償金という形で今回計上いたしております。

続きまして、2点目の森林伐採業務の関係になります。森林環境譲与税、こちらは国から町のほうに譲与される税になっております。こちらを利用いたしまして、一度整備基金のほうに積立てをしておりますが、今回、ゆのうら体験の杜内のほうに、ちょっと雑木がございまして、そちらのほうの雑木の伐採から処理までを一括して業務委託をする予定にしております。そのための財源として森林環境譲与税を活用いたしまして、積立てのほうを取り崩して、委託料のほうにそのまま計上したというような形で今のところ予定をしております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません、3件ほどお伺いします。

まず最初に、20ページ、業務委託で、2目のところにマイナスで223万3,000円、各種税申告書電子化導入業務委託料で、これ戻すわけですね。これ委託した委託先っていうのはどこでしょうか。

それから次に、41ページ、ここで4目で機構集積協力金、交付金って書いてあります、この支払先を教えてください。

それから次に、46ページ4目で駐車場等費としてその財源の組替えがあっっていますが、この駐車場等費っていう意味が分かりません。教えてください。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 2項2目12節の委託料223万3,000円の減額についてですね。各種税申告電子化導入業務委託料ということの中の令和6年度地方税電子申告支援サービス事業について、これサービスの開始がスケジュールの変更により減額するような形になっております。サービスの開始が遅れたことによってこの金額が減額となっております。契約の委託の相手方ですね、株式会社TKCということで、地方公共団体事業部自治体DX推進本部というところでございます。

以上でございます。

○議長（林 英明君） あとは、横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 続きまして、41ページの分になります。一番下にあります機構集積協力金交付金、こちらの支払先ということになりますが、今回この交付金を活用して、対象地域が吉隈1区になります。したがって、吉隈1区のほうにお支払いするような形になります。

○議長（林 英明君） あと46ページは、小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 46ページの駐車場等費とは何ぞやという御質問でございし

た。こちらは桂川駅の駐車場、北南にあります。それと駐輪場の管理費の総体で駐車場等費というふうに表現しております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。下川議員。

○議員（２番 下川 康弘君） ちょっと教えてもらいたいんですが、１３ページ、県支出金の中で委託金ですか。部活動地域移行とかいうのが２３万４,０００円っていうのが入っています。これは部活動の先生を地域の方に任せるという意味なのかなというふうに思っているのと、支出の部分で教育費で４９ページですか、１８万円しか上がっていない、二百三十何万円入ってきているのに１８万円しか使っていない、このところをちょっと詳しく教えてもらっていいでしょうか。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 中学校の地域部活動につきましては、土日祝日等の部活動につきまして、地域のほうに移行するというので、今回はこの実証事業を桂川町がのっていることと、また別に、国からの実証事業を受けた自治体の中でさらに重点地域として指定されておりますので、今回２３万４,０００円の計上が上がっております。それに向けてまた取組が行われますが、地域の方と教育委員会等を結ぶコーディネーターを設置したり、指導員を設置したりするような事業を進めていくということでございます。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 今、課長が説明した部分はいわゆる運営費の部分でございまして、ほとんどがその下の７節報償費、ここで講師謝礼というところで地域の方々の謝礼というところでございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第３７号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託いたします。

日程第１８．議案第３８号

○議長（林 英明君） 議案第３８号令和６年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書３９ページをお願いいたします。議案第３８号令和６年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

本議案は、令和６年度桂川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方

自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。タブレット資料④をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,826万5,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

6款1項1目一般会計繰入金94万円の増額は、担当職員の人件費等の整理によるものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費94万円の増額は、人事院勧告に伴う担当職員の人件費等の整理に伴うものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません。いつも分からないんですけど、歳出のところ、8ページ、94万ですか。財源で、その他って書いてあるでしょう。その他っていうのがよく分からないんですよ。どこなのか。一般財源からじゃない、国からでもない、その他ってどこなんですかね。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 予算書では、補正額の財源その他というところに上がってくるんですが、これは特別会計の一般財源は保険料等でございます。職員の給与等については一般会計から繰入れをするため、これ財務システム上、その他のところに計上されるような形になっております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。また詳しく委員会で聞いてください。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第19．議案第39号

○議長（林 英明君） 議案第39号令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書40ページをお願いいたします。議案第39号令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきまして、別紙補正予算書で御説明いたします。タブレットの資料⑤をお願いいたします。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,579万3,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項1目事務費繰入金73万2,000円を増額は、担当職員の人件費等の整理及び後期高齢者医療広域連合市町村事務費負担金の変更によるものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費42万9,000円を増額は、人事院勧告に伴う担当職員の人件費等の整理によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

2款1項1目納付金30万3,000円を増額は、後期高齢者医療広域連合への事務費負担金の変更によるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第39号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第20．議案第40号

○議長（林 英明君） 議案第40号令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（第3号）につい

てを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 議案第40号について御説明いたします。議案書41ページをお開きください。

本議案は、令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

令和6年度桂川町水道事業会計予算を別紙のとおり補正したいので、本議会の決定に付するものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明いたします。予算書フォルダ内の⑥令和6年度水道事業会計12月補正予算書（第3号）にて説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、支出におきまして、水道事業費用を414万3,000円追加し、補正後の額を2億6,703万7,000円に定めようとするものでございます。収入予定額の補正はございません。

内容につきましては、4ページからの補正予算説明書で御説明させていただきます。

4ページをお開きください。

収益的収入及び支出におきまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の163万2,000円の追加、次に、同じく2目配水及び給水費93万3,000円の追加、次のページ、同じく4目総係費157万8,000円の追加は、人事院勧告等に伴うもので、職員及び会計年度任用職員人件費等の整理によるものでございます。

以上、簡略ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第40号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

○議長（林 英明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後0時52分散会
